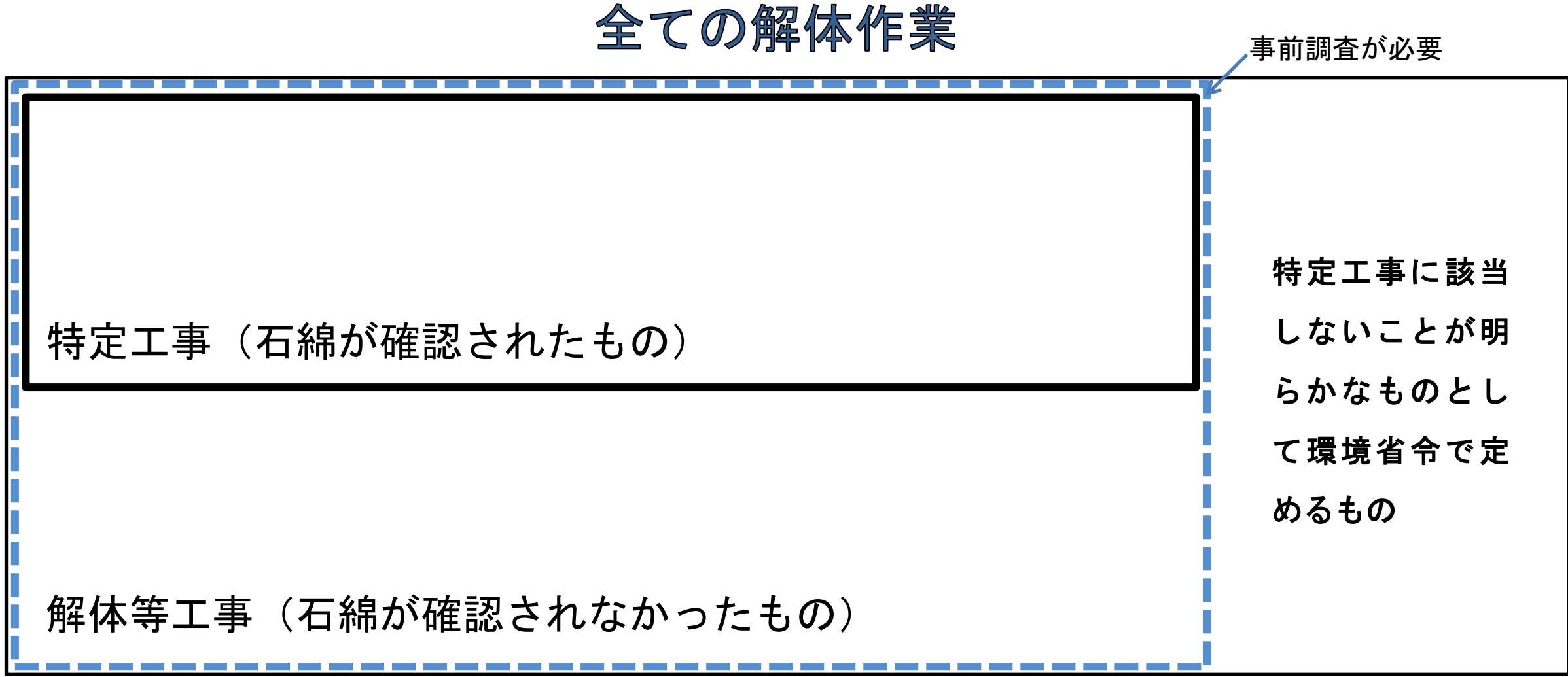


(1) 解体作業、解体等工事、特定工事の関係について



(2) 特定粉じん排出等作業とは

吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令^{※1}で定めるものが使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令^{※2}で定めるものをいう。

政令 ※1 吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
※2 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造又は補修する作業